

人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

#### （事業効果等状況報告）

第29条 補助事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間（以下、「事業効果等状況報告期間」という。）の事業効果等の状況について、事業効果等状況報告期間終了日の翌日から30日以内に、様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果等状況報告書」により理事長に報告しなければならない。

#### （成果の発表）

第30条 理事長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

#### （反社会的勢力排除に関する誓約）

第31条 補助事業者は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### （その他必要な事項）

第32条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

第1条 この規程は、令和2年6月4日から施行し、令和2年4月28日から適用する。

第2条 別表について、次のように改め、令和2年5月22日から適用する。

別表（第4条関係）

類型・枠	補助対象経費の区分	補助率	補助上限額	補助対象経費の 遡及適用日
類型A 類型B 類型C	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費	類型A：3分の2 類型B：4分の3 類型C：4分の3 (複数の類型を選択した場合の補助率は一律4分の3)	100万円 (※)	令和2年2月18日
事業再開枠	消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費用、PR費用	定額	50万円	令和2年5月14日

- 「類型A」とはサプライチェーンの毀損への対応に係る事業をいう。
- 「類型B」とは非対面ビジネスモデルへの転換に係る事業をいう。
- 「類型C」とはテレワーク環境の整備に係る事業をいう。
- 「事業再開枠」とは新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づいた取組に関する事業を行う感染防止対策費を補助対象とし、類型Aから類型Cの事業に上乗せする枠をいう。